

神戸航空・宇宙産業サプライチェーン構築支援補助金交付要綱

平成 27 年 5 月 1 日 産業振興局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、航空・宇宙産業のサプライチェーン（部品製造にかかる一貫生産体制）の構築に向けた活動を行う市内中小製造業を中心とした企業グループに対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、当該産業を育成し地域経済の活性化を図ることを目的として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、中小製造業とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業のうち、次のいずれかに該当する者を除き、日本標準産業分類に定める製造業に属する事業を営む者をいう。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人

(対象者)

第 3 条 本補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する企業グループとする。

- (1) 5 社以上の企業から構成されていること。
- (2) 構成員のうち神戸市内に本社又は主たる事業所を置くすべての中小製造業について、納期限が到来している神戸市の市税に滞納又は未申告が無く、かつ、それら企業が全構成員の 2 分の 1 以上であること。
- (3) 会則・規約等において、神戸地域で航空・宇宙産業のサプライチェーンを構築することを活動目的として掲げ、構成員の加入・脱退及びグループの運営等について定めており、それに則ってグループを運営するための体制を具備していること。
- (4) 将来の取引先となり得る神戸市内の川下企業による協力・指導を得て活動していること。

(対象経費)

第 4 条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第 7 条による交付決定が行われる年度の 4 月 1 日から 3 月末日までの間（以下「補助対象期間」という。）に補助対象者が行う、次の各号に掲げる内容を目的とした活動（国等公的機関の補助金の対象となるものを除く）に要する経費のうち、別表第 1 に掲げるもの（本邦の消費税及び地方消費税を除く）とする。

- (1) 共同受注・協業体制の構築
- (2) 川下企業に対する技術提案又は川下企業からの要請に応じた試作開発
- (3) グループの国内外への PR・販路開拓

(補助金の額等)

第 5 条 市長は、補助対象者に対し、補助対象経費の 3 分の 1 以内かつ当該年度の予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(交付申請)

第6条 補助金規則第5条第1項に基づき本補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) グループ概要書（様式第3号）及び全構成員の会社概要書（様式第3号の2）
- (4) 構成員のうち神戸市内に本社又は主たる事業所を置く企業について、神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、交付決定通知書（様式第5号）により申請者に対し速やかに通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に対し通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第8条 前項による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金規則第7条第1項に定める承認を受けようとするときは、補助事業計画変更等承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

3 補助金規則第7条第1項における軽微な変更とは、変更による補助対象経費の増減額が変更前の金額の20%を超えない場合をいう。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次の各号に掲げる書類を当該補助事業の完了後10日以内又は当該補助金の交付決定日の属する市の会計年度の終了後10日以内のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第8号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、交付確定通知書（様式第9号）により速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を前条の確定通知書を受領後速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(成果の報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果について補助事業者に対し適宜、報告を求めることができるものとする。

(財産処分等の制限)

第13条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、価額が50万円

以上のものについて、補助金規則第 24 条に定める市長の承認を受けることなく補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業の完了した日の属する会計年度の末日から 5 年（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、第 1 項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間保存しておかなければならない。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関連）

項目	内容
(1) 共同受注・協業体制の構築	
勉強会・セミナー等の開催にかかる経費 構築に資する技術習得にかかる経費 コンサルティング・調査等にかかる経費 法人設立にかかる経費 その他必要と認められる経費	講師謝金・旅費、会場借料等 研修受講料等 専門家謝金・旅費、委託料等 登記費用等
(2) 川下企業に対する技術提案又は川下企業からの要請に応じた試作開発	
機械装置・工具器具（ソフトウェアを含む）の取得等にかかる経費 試作品の製作にかかる経費 技術指導にかかる経費 その他必要と認められる経費	購入費、設置工事費、リース料、使用料、ライセンス料等 原材料費、直接人件費、外注費等 専門家謝金・旅費等
(3) グループの国内外へのPR及び販路開拓	
広告宣伝にかかる経費 展示会等への出展にかかる経費 コンサルティング、調査、コーディネート、現地でのサポートにかかる経費 その他必要と認められる経費	広告掲載費、広報印刷物・ホームページ作成費等 出展料、展示装飾費、輸送費、通訳費、旅費、宿泊費（国外における宿泊費については、神戸市外国旅行に関する運用方針別表第1に定める2級相当額を上限とする）等 専門家謝金・旅費、委託料、通訳・同行費等